

新型コロナウイルスの影響による検査証明書原本の遅延に対する対応について

今般、新型コロナウイルス感染症が世界的にまん延し、各国における物流システムの遅延等を生じる事態となっています。そのため、輸入検査時に輸入者等からの検査証明書の原本の提出が遅延することも想定されますが、このような場合は、輸出国政府機関（在日日本大使館及び領事館を含む。）により、検査証明書のコピーに原本と同一である旨の証明が行われたものを取得するようお願いしているところです。しかしながら、当該証明を取得することが困難である場合も想定されることです。

このため、検査証明書の原本の提出が遅延する場合について、当面の間、暫定的に輸出国政府機関から書簡等により要請のあった国から輸出された植物等に関し、輸入者等から検査願書が提出され、かつ、以下のいずれかを満たす検査証明書のコピーが添付されていた場合は、輸入検査（合格証明書等の発給を含む。）を実施することとしましたのでお知らせします。

なお、この場合であっても、後日検査証明書の原本を植物防疫所に提出することが必要です。

（検査証明書のコピーが満たすべき要件）

1. 植物防疫所により、当該検査証明書が輸出国政府機関により発行されたものであることを確認できたもの
2. 輸出国政府機関から植物防疫所に PDF ファイルとして直接メール送付されたもの